

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第111号及び同第112号）及び同年3月11日（同第226号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第435号，同第436号及び同第445号）

事件名：「復命書 H26年度（特定課分）」の開示決定に関する件（文書の特定）

「特定日の職務内容が記載されている文書（課長が決裁したものに
限る）（特定課分）」の開示決定に関する件（文書の特定）

課長が決裁した文書の名称が分かる文書（平成26年度特定課分）
の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる請求1ないし請求3（以下，併せて「本件請求文書」という。）につき，別表の2欄に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した各決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，別表の3欄に掲げる日付及び文書番号により行った各開示決定（以下，順に「処分1」ないし「処分3」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書によると，以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。開示決定通知書に開示請求人が記載した行政文書名等の記載がないから，開示決定等の判断の根拠が不明である。

行政文書開示決定通知書に記載の「開示する行政文書の名称」には，正式の行政文書名，作成者，作成年月日が明示されていないから，文部科学大臣が特定した文書の内容が不明である。それゆえ開示決定処分は違法である。開示請求人は，いかなる文書が特定されたのかを理解することができない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書について

(1) 請求1（諮問第111号）について

本件開示請求は、請求1についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容から文書1の特定を行うことが可能であると考えたところ。

なお、特定に誤りがあった場合に、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましいという法の趣旨を踏まえ、特定した文書の確認を行ったところ、一定期間経過しても返答がなされなかったため、文書1を特定して、開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

(2) 請求2（諮問第112号）について

本件開示請求は、請求2についてなされたものである。

開示請求について、特定課では、日ごとの職務内容が記載された行政文書は存在しないこと及び「課長」の範囲を幅広に捉えた場合に、特定課内の職務内容として、文書2で特定を行うことが可能であると考えたところ。

なお、特定に誤りがあった場合に、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましいという法の趣旨を踏まえ、特定した文書の確認を行ったところ、一定期間経過しても返答がなされなかったため、文書2を特定して、開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

(3) 請求3（諮問第226号）について

本件開示請求は、請求3についてなされたものである。

請求内容から、特定課長が決裁した文書が一覧となっている、文書3で特定を行うことが可能であると考えたところ。

なお、特定に誤りがあった場合に、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求める事が望ましいという法の趣旨を踏まえ、特定した文書の確認を行ったところ、一定期間経過しても返答がなされなかったため、文書3を特定して、開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

2 異議申立人の異議申立て理由

(1) 行政文書の特定に誤りがある。

(2) 開示決定通知書に、開示請求人が記載した行政文書名等の記載がないから、開示決定等の判断の根拠が不明である。

(3) 行政文書開示決定通知書に記載の「開示する行政文書の名称」には、

正式の行政文書名，作成者，作成年月日が明示されていないから，文部科学大臣が特定した文書の内容が不明である。

(4) 開示請求人は，いかなる文書が特定されたのかを，理解することができない。

3 開示決定の妥当性について

文部科学省では，開示決定前に，特定した文書1ないし文書3を情報提供していたが，それに対し，異議申立人は，回答をせず，開示決定した文書1ないし文書3について，開示の実施方法の選択の申出も閲覧等も行われていないため，異議申立人は何をもって異議申立て理由上記2(1)を主張しているかが不明である。

加えて，上記2(3)及び(4)については，開示決定した文書1ないし文書3を閲覧すれば分かることであり，当たらない。

また，開示決定等の判断の根拠については，別紙の補正の最終確認書にも記載しており，上記2(2)については当たらない。

<本開示請求経緯>

開示請求について，法の趣旨を踏まえ，特定した文書1ないし文書3について情報提供を行い，確認を求めたところ，期限までに回答がなかったため，特定課職員が窓口において，平成27年5月19日から同年8月12日の間に6回請求内容の確認を，情報提供しつつ補正を依頼し，文書を特定するよう努め，さらに，同年10月14日に請求内容の最終確認として，別紙最終確認書を作成し，2週間の期間を設けて，補正を依頼したが，回答がなかったところ。

以上のとおり，相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの，回答が得られなかったことから，予め特定した文書1ないし文書3で，開示の決定を行ったものである。

4 原処分にあたっての考え方について

以上のことから，文書1ないし文書3を特定して，開示決定とした原処分は妥当であり，異議申立人の主張は，根拠がなく，失当であり，認められない。

(別紙省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，平成28年(行情)諮問第111号，同第112号及び同第226号を併合し，調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理(諮問第111号及び同第112号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年3月11日 諮問の受理(諮問第226号)

- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年 9 月 1 2 日 審議（諮問第 1 1 1 号，同第 1 1 2 号及び同第 2 2 6 号）
- ⑥ 同年 1 0 月 1 7 日 諮問第 1 1 1 号，同第 1 1 2 号及び同第 2 2 6 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は，別表の 1 欄に掲げる文書の開示を求めるものである。処分庁は，請求 1 については文書 1 を特定し，請求 2 については文書 2 を特定し，請求 3 については文書 3 を特定し，全部開示とする決定（処分 1 ないし処分 3）をそれぞれ行った。

異議申立人は，「文書の特定に誤りがある。」などとして，原処分取消しを求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

ア 異議申立人がどのような理由をもって原処分について「行政文書の特定に誤りがある。」と主張しているか不明であるが，原処分において本件対象文書を特定した経緯等は以下のイないしエのとおりである。

イ 処分 1（諮問第 1 1 1 号）について

復命書とは，旅行者が出張終了後，用務の実施状況のほか出張日程等を旅行命令権者に報告するために作成するものであり，担当者（旅行者）の印，旅行者の所属及び氏名，旅行期間，用務，用務先，復命事項等の欄が設けられ，それぞれ旅行者の用務等の確認のために必要な事項を記載するものである。

処分 1 では，特定課職員に係る全ての復命書（平成 2 6 年度分）を特定しており，外に請求 1 の対象となる文書は保有していない。

したがって，処分 1 における文書 1 の特定に誤りはないと考える。

ウ 処分 2（諮問第 1 1 2 号）について

本件開示請求書には，「平成 2 7 年度 3 月 3 0 日，3 1 日（以下「該当日」という。）」と具体的な日付の記載があることから，該当日に限定した職務内容や業務日誌等が記載されている文書は存在しないが，政令改正に当たり作成した特定課の職務内容が記載されている文書 2（該当日に限定したものではないが該当日の職務内容も含まれている。）を保有している旨をあらかじめ異議申立人に説明するとともに，文書 2 が請求 2 に該当しない場合にあっては，文

書特定につながる情報について回答（補正）を求めた。

しかしながら、回答期限を経過しても回答がなかったことから、事前に説明を行った文書2を処分2において特定した。

したがって、文書2は、請求2に対して特定するに最適な文書であり、特定に誤りはないと考える。

エ 処分3（諮問第226号）について

文部科学省が導入している文書管理システムには、全ての決裁文書の文書番号及び件名（文書の名称）等の情報が登録されており、登録されている情報を検索し、必要な情報を抽出することが可能になっている。

処分3では、文書管理システムで検索を行い、特定課長が平成26年度に決裁した全ての文書を抽出し、その件名（文書の名称）一覧である文書3を特定しており、外に請求3の対象となる文書は保有していない。

したがって、処分3における文書3の特定に誤りはないと考える。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として、特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

1 本件請求文書		2 本件対象文書	3 原処分の日付 及び文書番号
番号	開示請求書における記載		
請求 1 (諮問 第 1 1 1 号)	復命書 H 2 6 年度 (特 定課分)	文書 1 特定課職員の復命書 (平成 2 6 年度分)	処分 1 平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日 付け 2 6 受文 科初第 3 9 4 5 号
請求 2 (諮問 第 1 1 2 号)	平成 2 7 年度 3 月 3 0 日, 3 1 日の職務内容が 記載されている文書 (課 長が決裁したものに限 る) (特定課分)	文書 2 文部科学省設置法令 (特定課抜粋)	処分 2 平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日 付け 2 6 受文 科初第 3 9 4 6 号
請求 3 (諮問 第 2 2 6 号)	課長が決裁した文書の 名称が分かる文書 H 2 6 年度 (特定課分)	文書 3 平成 2 6 年度電子決済 決裁文書一覧 (特定課 分)	処分 3 平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日 付け 2 7 受文 科初第 2 2 3 2 号